

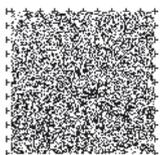
# 5

## 情報保障に関する支援紹介

### 5-1 情報保障に関する支援紹介

項目		支援内容	所管及び連絡先	
手話通訳者派遣		手話を必要とする聴覚障がい者向けに、通院、相談・申請・手続き、教育・文化に関する活動での手話通訳。	町田市役所 地域福祉部障がい福祉課 電話：042-724-2148 FAX：050-3101-3638	
要約筆記通訳者派遣		聴覚障がい者向けに、通院、相談・申請・手続き、教育・文化に関する活動での文字通訳（要約筆記）。		
朗読ボランティア		視覚障がい者向けに、市、団体、個人からの要請に基づき図書等のテープ・CD化を実施。	町田ボランティアセンター* 電話：042-725-4465 FAX：042-723-4281 実施団体： 町田音訳グループ・朗奉 町田市点訳赤十字奉仕団	
点訳サービス		視覚障がい者向けに、市、団体、個人からの要請に基づき、図書等の点訳を実施。		
図書館での障がい者に対する支援活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者向けの対面朗読</li> <li>・視覚障がい者等向けの音訳資料や点字資料など、障がいの状況に応じた資料を貸出</li> <li>・町田市在住で来館が困難、かつ代理の来館者がいらっしゃらない方を対象に図書の宅配</li> <li>・電子書籍サービス</li> </ul>	町田市立図書館 中央図書館サービス係 障がい者サービス担当 電話：042-728-8220 FAX：042-720-5660	
印刷物の情報保障	カタログポケット	広報紙をスマートフォンやパソコンから、いつでも手軽に読むことが可能。「ブラウザ版」と「アプリ版」があり、利用はどちらも無料。	町田市役所 政策経営部広報課 (カタログポケット、広報まちだ) 電話：042-724-2101 FAX：042-724-1171	
	広報まちだ、選挙啓発紙	点字版及びデジ版の無料配布を実施。		町田市役所選挙管理委員会事務局（選挙啓発紙） 電話：042-724-2168
	市議会だより	点字版、デジ版及びテープ版の無料配布を実施。利用は登録制。		町田市役所議会事務局（市議会だより） 電話：042-724-4049

\* 町田ボランティアセンターは、町田市社会福祉協議会が設置・運営しています。



## 5-2 すべての人が情報を取得・利用することができるために

2022年5月25日に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が公布・施行されました。

この法律は、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障がい者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策の基本となる事項について定めたものです。

以下の**1**～**4**の基本理念に基づき、施策を推進していくことが求められています。

- 1** 可能な限り、障がいの種類や程度に応じた手段を選ぶことができるようにする。
- 2** 日常生活や社会生活を過ごしている地域にかかわらず等しく情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようにする。
- 3** 可能な限り、障がい者でない者が取得する情報と同一のものを、同一の時点において取得することができるようにする。
- 4** デジタル社会における高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて、必要な情報を十分に取得・利用し円滑に意思疎通を図ることができるようにする。

## 5-3 障がいのある人とのコミュニケーションに便利なアプリ

以下のQRコードからアクセスできるホームページでは、声以外で会話や意思疎通ができるものや、会話を文字変換できるもの、ふりがなを自動で振ることができるものなど、さまざまなアプリが紹介されています。（一部、有料のアプリがあります。）

● iPhone、iPad用アプリの紹介ページ

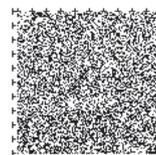


● Android用アプリの紹介ページ



掲載元 東京都障害者 IT 地域支援センター  
東京都文京区小日向 4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター 1 階

電話 03-6682-6308 FAX 03-6686-1277



# 2024年4月1日に合理的配慮の提供が全国的に法的義務化されました

(東京都では先行して義務化されています)

## 1 合理的配慮の提供について

障がいがある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が示された時には、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

「合理的配慮の提供」に当たっては、障がいがある人と、事業者（サービスを提供する側）が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対処案を検討することが重要です。

## 2 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」について

障がいがある人への差別がない共生社会の実現のためには、障がいについて理解することを市民一人ひとりまで浸透していくことが大切です。

そのため、この条例では、市や事業者に加え、市民の皆さまにも「合理的配慮」を行うことを努力義務としてお願いすることとしています。また、条例には、社会の中にあるバリアをなくすために、障がいがある人が障がいを理由とする困難や必要な合理的配慮の内容について発信し、配慮しようとする人と共有することを「障がいがある人の役割」として規定しています。これらは障害者差別解消法にはない規定で、合理的配慮が当然のように行える社会となるよう設けたものです。

障がいがある人への理解を促進し、障がいがある人への合理的配慮が進むことで、全ての人が障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、共生する社会の実現を目指します。



町田市の  
ホームページ

### 《合理的配慮の事例URL》

#### ● 内閣府

合理的配慮等  
具体例データ集



#### ● 東京都福祉局

合理的配慮の提供の  
詳細と具体例



スマートフォンアプリ  
や専用の読み上げ装置  
で読み取ると、情報を  
確認できます。

発行にあたって

### 情報バリアフリーハンドブック

編集・発行 町田市 町田市福祉のまちづくり推進協議会

2025年4月初版

連絡先 町田市地域福祉部福祉総務課

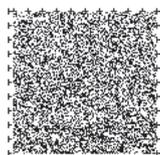
〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話：042-724-2133 FAX：050-3101-0928

編集協力／株式会社アークポイント

デザイン／有限会社レゾナ イラスト／杉野悦子（白玉社）

刊行物番号 25-2



音声コード Uni-Voice



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。